

- 地域包括支援センターの事業報告書については、平成18年度の事業開始から、事業委託内容の追加等に応じて、項目の追加等を随時行ってきたところである。
- 一方で、社会情勢の変化や事業委託内容の変更に伴い、実態に沿わない集計事項があるほか、総合相談内容の多様化・複雑化に十分に対応できていない現状があることから、改正を行うこととする。

主な改正項目

○包括的支援事業 1.一般介護予防事業 保健師による家庭訪問の項目集計について
→市健康福祉部福祉総務課・保健師、西多摩保健所・保健師との同行訪問支援の件数を集計する。

○総合相談・支援事業・相談件数→昨今の対応状況を踏まえ、これまでの「電話・来庁・訪問」の件数分類に加え、「メール」及びFAXや手紙をカウントするため、「書面」を追加する。

現行

介護保険
福祉サービス
虐待
権利擁護
医療
生活・年金
病状
認知・精神症状
家族
近隣
安否確認
情報提供
その他
計



改正（案）

【新】相談内容分類

介護保険サービス（全般）	認知・精神症状
介護保険サービス（ケアマネ紹介）	終活・ACP・死後対応
介護保険サービス（入所相談）	近隣（トラブル・苦情）
家族に関する相談	身元不明・安否確認
身寄りなし	8050（9060）問題
高齢者虐待（疑いを含む）	ダブルケア
DV（家庭内暴力）	ヤングケアラー
医療機関からの相談	その他
病状等に関する相談	【集計基準】 1ケースにつき、5件まで相談内容分類をカウントして集計する。 【ケース単位の管理】 1ケースの終結単位は概ね3か月とする。
後見・身元保証	
年金に関する相談	
生活困窮	
相続に関する相談	
生活環境（不衛生・ゴミ屋敷等）	